

静岡県告示第129号

静岡県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年静岡県条例第90号）第15条第2項の規定に基づき、次の物質について、知事指定薬物としての指定が失効したので、告示する。

令和8年3月17日

静岡県知事 鈴木 康 友

1 知事指定薬物の名称

物質名	適用年月日
(8R)-N, N-ジエチル-6-メチル-1-[4-(トリメチルシリル)ベンゾイル]-9, 10-ジデヒドロエルゴリン-8-カルボキシアミド及びその塩類（通称名1S B-LSD）	令和8年3月14日
1-[1-(3-クロロフェニル)シクロヘキシル]ピペリジン及びその塩類（通称名3Cl-PCP、3-Chloro-PCP）	令和8年3月14日
4-メチル-1-(2-メチルフェニル)-2-(ピロリジン-1-イル)ペンタン-1-オン及びその塩類（通称名2me-PiHP、2me-PHiP、2-methyl- α -PiHP、2-methyl- α -PHiP）	令和8年3月14日
プロパン-2-イル 1-(1-フェニルエチル)-1H-イミダゾール-5-カルボキシラート及びその塩類（通称名Isopropoxate）	令和8年3月14日

2 指定の失効の理由

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第15項に規定する指定薬物に指定されたため。